土壌の汚染に係る環境基準の見直しについて第2次答申(案)に対する 意見の募集(パブリックコメント)の結果について

1. 概要

「土壌の汚染に係る環境基準の見直し(案)」につき、以下のとおり意見募集を行った。

・意見募集期間:平成26年9月16日~平成26年10月20日

・告知方法:環境省ホームページ、電子政府窓口、報道発表

・意見提出方法:電子メール、FAX、郵送のいずれか

2. 意見提出状況

(1)意見提出者数 3団体・個人

(2)意見数 3件

(その他、2件につきましては今回のパブリックコメントへのご意見の募集対象ではございませんでした。)

3. **お寄せいただいた意見とこれに対する考え方** 別紙のとおり。

「土壌の汚染に係る環境基準の見直し(案)」に 提出された御意見とそれに対する考え方について

No	意見概要	日匕辛	意見に対する考え方
No.	思見慨妄 	同旨意	思兄に刈りるちん刀
		見件数	
1	1,4-ジオキサンは、超過事例が少なく、また、塩化ビニルモノ	1	1,4-ジオキサンについては、平成 16 年に水道水質基準が設定され、平成
	マーは、VOCが、脱塩素化する過程の中間生成物なので、加え		21 年に水質環境基準及び地下水環境基準が追加されています。塩化ビニル
	る必要はない。		モノマーについては、水道水質の要検討項目として平成 16 年に目標値が設
			定され、平成21 年に地下水環境基準が追加されています。
			土壌環境基準については、既往の知見や関連する諸基準に則して、設定可
			能なものについて設定するとの考え方に基づき、1,4-ジオキサン及び塩化ビ
			ニルモノマーについても、地下水環境基準と同様の基準を追加することが適
			当と考えます。
2	1,4-ジオキサンは、規制物質の追加に対しては問題が無い	1	1,4-ジオキサンについては、環境省が実施した平成22~26年度土壌環境基
	が、地層吸着が低く水溶性が高い。また、揮発性も高いため		準等検討調査業務により、実サイトの土壌の汚染が確認されており、サンプ
	サンプルの採取が困難であり、保管そして分析機関への持ち		ルの採取、分析が可能であることが確認されています。
	込み方法も検討が必要である。		塩化ビニルモノマーは水道水質の要検討項目として平成 16 年に目標値が
			設定され、平成 21 年に地下水環境基準が追加されています。土壌環境基準
	塩化ビニルモノマーは年々地下水環境上で検出されている		については、既往の知見や関連する諸基準に則して、設定可能なものについ
	数が多くなっており、土壌環境基準に追加することについて		て設定するとの考え方に基づき、塩化ビニルモノマーについても、地下水環
	も良いかと考えるが、地層中の分布量はほとんど無く、1,4-		境基準と同様の基準を追加することが適当と考えます。
	ジオキサン同様サンプルの採取も困難であるため、土壌環境		また、塩化ビニルモノマーについては、環境省が実施した平成 22~26 年
	基準に加えるのはいかがなものかと考える。		度土壌環境基準等検討調査業務により、実サイトの土壌の汚染が確認されて
			おり、サンプルの採取が可能であることが確認されています。

No.	意見概要	同旨意	意見に対する考え方
		見件数	
3	土壌環境基準については、土壌の汚染の有無を判断する基	1	ご指摘の 1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマーの土壌環境基準について
	準として、建設発生土の工事間利用等の受入地において受入		は、土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しに関する審議状況を踏
	可否を判断する基準とされている実態がある。基準への適合		まえつつ、周知期間を適切に設定することが適当と考えます。
	を確認できた建設発生土のみを受入れることが必要である		
	が、土壌の採取・分析には一定の期間を要するものであるた		
	め、「土壌環境基準項目に追加し、十分な周知期間を設けて施		
	行することとし、」とするべきである。		